## 記載例

#### 業 務 報告 書

鹿児島県知事 殿

令和 年 4月 1日から令和 年 3月 31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

直近の決算期

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 直近の決算期(期首・期 末)を記載する。

個人の場合は「1月1日か ら12月31日まで」を記載

届出者 登録番号

鹿児島県知事(1) 第〇〇〇号

(郵便番号 〒890-8577)

住 所 鹿児島市鴨池新町10-1 電話番号(099)286-2533

商号 又は名称

株式会社〇〇商事

氏 名 鹿児島 太郎

(法人にあっては、代表者の氏名)

法定代理人

氏名、商号

又は名称

作成担当者を必ず記載 する

連絡者

所属 総務部総務課

氏名 鴨池 次郎

電話番号 (099)286-2533

(注)「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができ

## 業務報告書

## 目 次

- 1 貸付金の種別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 貸付金の期間別内訳
- 5 貸付金の金利別内訳
- 6 貸付金の種別内訳(除外貸付・例外貸付)
- 7 総量規制超過部分の貸付残高
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳
- 11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳
- 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
- 13 貸金業協会等への加入状況等

1~13すべての書類が揃っているか確認する(該当のない項目がある表についても、「該当なし」と記載のうえ、必ず提出してください)

記載上の注意に十分留意のうえ,ご記入ください。

#### (記載上の注意)

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の3月31日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位(百万円、千円)未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」(又は「計」)欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表中、「関係会社」とあるのは、提出業者の親会社、子会社及び関連会社並びに提出業者が他の会社等の 関連会社である場合における当該他の会社等をいい、「親会社」、「子会社」及び「関連会社」とは、「財務諸表 等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子 会社」及び「関連会社」をいう。
- 8 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 9 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 10 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。

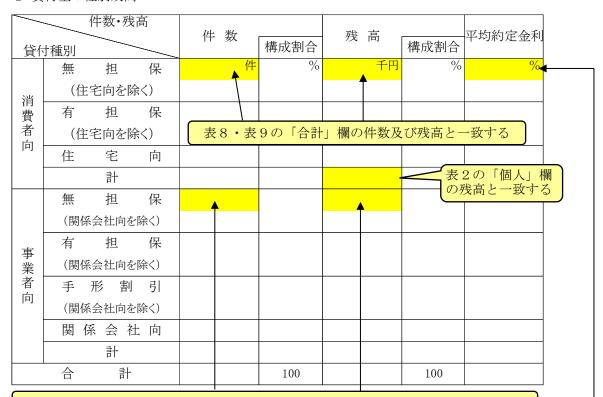
例:無担保貸付残高が55万円、その内訳が18.55%で25万円、17.80%で15万円、9.07%で15万円の場合

 $\rightarrow$  (25×18.55%+15×17.80%+15×9.07%)÷55=0.1576(15.76%)

なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

#### 1 貸付金の種別残高

#### 3.31現在の状況を記載する



事業者向け(無担保)の件数、残高は表10、11の合計欄の件数、残高と一致する

約定金利(実質年率)ごとに それぞれの貸付残高を乗じた額の合計

平均約定金利 =

貸付残高の合計

× 100

(例)

消費者向無担保貸付金の件数が7件で残高が18,000,000円あった場合①

1 約定金利ごとに貸付残高の合計を求める

18.0%の貸付 5件 10,000,000円 10.0%の貸付 2件 8,000,000円

2 約定金利ごとに、約定金利と貸付残高をかけ合わせる

18. 0% 10, 000, 000 $\mathbb{H} \times 0$ . 18 = 1, 800, 000 $\mathbb{H}$  ②

10.0% 8,000,000 $\mathbb{H} \times 0.10 = 800,000\mathbb{H}$ 

3 かけ合わせた額を合計(②+③)

1, 800, 000+800, 000=2, 600, 000  $\bigcirc$ 

- 1 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 2 「関係会社向」は提出業者の関係会社及び提出業者の親会社の関係会社に対する貸付けを記載する。
- 3 担保には保証を含まない。

2 業種別貸付残高

先数·残高	先	数	残	高
業種別		構成割合		構成割合
農業、林業、漁業	名寄せした債務者	%	手門	%
建 設 業	数を記載		千円未満の端数	
製 造 業			捨てて記載する	
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、郵便業	し 人向けでも、事業資金	についてけ	それぞれの業種	別の欄に記載する
卸売業、小売業	八門のくり、手未貞立	ic or cia,	C40 C4000 未1	のは、シール(これ)
金融業、保険業				
不動産業、物品賃貸業				
宿泊業、飲食サービス業				
教育、学習支援業				_
医療、福祉	消費者向けは全て「個人」欄に記載		(1の消費者向計 )残高と一致する	
複合サービス事業	する			
サービス業(他に分類されないもの)		<b>,</b>	$\overline{}$	
個 人				
特定非営利活動法人				
そ の 他				
合 計		100		100
			1の残高合計と 致する	

- 1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。
- 2 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 4 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 5 「個人」欄の残高は、「表1」の消費者向計の残高と一致する。
- 6 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 7 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

#### 3 貸付金の金額別内訳

# 表3,表4,表5ともに件数,残高の合計は表1の合計欄と一致する

	件数・	残高	件	数	残	峝
金額別				構成割合		構成割合
10 万	円以下		件	%	千円	%
10 万日	円超 30 7	万円以下				
30 "	50	<i>II</i>				
50 "	100	<i>II</i>				
100 "	500	"				
500 "	1,000	<i>II</i>				
1,000 "	5,000	<i>II</i>				
5,000 "	1 亻	意円以下				
1 億日	円超 5	11			平均貸付残高	
5 "	10	<i>II</i>			(残高合計:件数	(合計)
10 "	100	<i>II</i>			を必ず記載する	
1	00億円超	·				
合	Ì	+		100		100
	1 件	当たり	平均貸付残	高	千円	

#### (記載上の注意)

- 1 貸付残高が直近の事業年度末における自己資金(法人の場合は自己資本)の額を超える貸付 先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、 それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した別途の表(任意様式)を併せて 提出する。(自己資金又は自己資本を超える貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要)
- 2 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。
- 3 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を 控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 4 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 5 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

## 4 貸付金の期間別内訳

件数·残	高 件	数	残	高
期間別		構成割合		構成割合
1年以下	件	%	千円	%
1 年超 5 年以下	·			
5 " 10 "		約定期間(月草		
10 " 15 "	平均期間 =	それぞれの貸付	け件数を乗じた件数の	合計
15 " 20 "	(加重平均)	貸付件	<b>‡数の合計</b>	
20 " 25 "				
25 年超				
合 計		100		100
1 件 当 た	り 平 均 約 定	期間	→ 月	

#### (記載上の注意)

- 1 期間は約定期間による。
- 2 「1件当たり平均約定期間」は加重平均により少数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。 例:1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、3年が5件、5年超10年以下の6年が3件、 7年が3件の場合
  - $\rightarrow$  (1×2+2×3+3×5+6×3+7×3)÷(2+3+5+3+3)=3.875(3.87年)

なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

3 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

## 5 貸付金の金利別内訳

件数·残高	件	数	残	峝	
金利別		構成割合		構成割合	
	件	%	千円		%
10.0 %以下					
10.0 %超 15.0 %以下			付金の残高の		
15.0 " 18.0 "	フラン フラ	29.2%を超える	らものについて		
18.0 " 20.0 "	※29.2%の場合は「20.0~29.2」の欄				
20.0 " 29.2 "					
29.2 "					
合 計		100		100	

## (記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

## 6 貸付金の種別残高(除外貸付・例外貸付)

	件数•残高							
1	貸付種別	件	数	構成割合	残 高	構成割合	平均約定金利	
	施行規則第10条の21第1項 第1号で定める契約		件	%	千円		%	
	施行規則第10条の21第1項 第2号で定める契約							
	施行規則第10条の21第1項 第3号で定める契約							
除 	施行規則第10条の21第1項 第4号で定める契約	(			条の21、第10条の23、第10条の28 例外貸付)に該当する貸付けにつ 記載する			
外貸	施行規則第10条の21第1項 第5号で定める契約			ではいる。これでれ記載				
	施行規則第10条の21第1項 第6号で定める契約		※貸金業法完全施行(H 2 2. 6. 18)以のものについてのみ記載してください					
	施行規則第10条の21第1項 第7号で定める契約	(						
	施行規則第10条の21第1項 第8号で定める契約							
	計							
	施行規則第10条の23第1項 第1号で定める契約							
	施行規則第10条の23第1項 第1号の2で定める契約							
	施行規則第10条の23第1項 第2号で定める契約							
例	施行規則第10条の23第1項 第2号の2及び施行規則第10 条の28第1項第1号で定める 契約							
外	施行規則第10条の23第1項 第3号及び施行規則第10条 の28第1項第2号で定める契 約							
貸	施行規則第10条の23第1項 第4号及び施行規則第10条 の28第1項第3号で定める契							
付	約 施行規則第10条の23第1項 第5号及び施行規則第10条 の28第1項第4号で定める契 約							
	施行規則第10条の23第1項 第6号で定める契約							
	計							
	合 計			100		100		

## (記載上の注意)

- 1 「除外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。
- 2 「例外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約(法第13の3第5項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。)として内閣府令で定めるものをいう。

-

7 総量規制超過部分の貸付残高 先数・残高 貸付種別 総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)

> 極度方式基本契約に基づき行われる極度方式の貸付について、基準 額超過極度方式基本契約に該当する場合に記載する。

- 1 「先数」は、本報告書作成時点で個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合において、 直近で実施した法第13条の3第1項及び第2項の規定による調査(途上与信調査)の結果、同条 第5項に規定する「基準額超過極度方式基本契約」に該当すると認められた極度方式基本契約 (下記2において「当該契約」という。)に係る個人顧客の先数を記載する。
- 2 「残高」は、当該契約に係る個人顧客に対する提出業者の3月末時点の貸付残高(当該契約の 残元本及び当該契約以外の貸付けに係る契約を同一顧客と締結している場合にはその残元 本。)のうち、当該個人顧客に係る法第13条の2第2項に規定する「基準額」を超過している額を 記載する。

## 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

## 消費者向け無担保貸付けがある場合に記載する

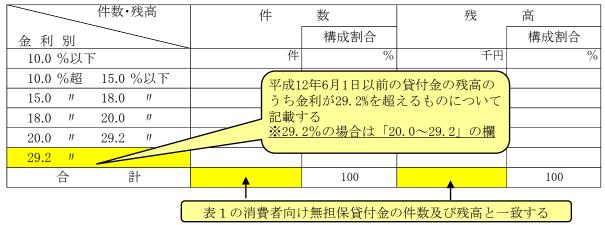
件数·残高	件	数	残	高
金額別		構成割合		構成割合
10 万円以下	件	%	千円	%
10 万円超 20 万円以下				
20 " 30 "				
30 " 50 "				
50 " 70 "				
70 " 100 "				
100 " 150 "				
150 " 200 "	表1の消費者向	け無担保貸付金	の件数及び残高と-	一致する
200 " 300 "				
300万円超	<b>\</b>		<b>1</b>	
合 計	·	100	•	100
1 件 当 た り 平	均貸付	残 高		千円

#### (記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

平均貸付残高 (残高合計÷件数合計)

## 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

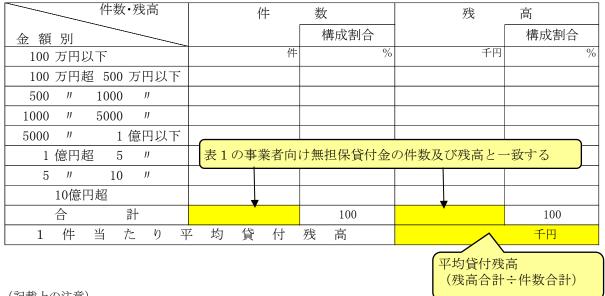


#### (記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

#### 10 事業者向無担保貸付金の金額別内訳

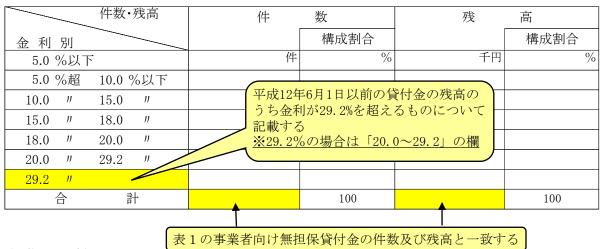
### 事業者向け無担保貸付けがある場合に記載する



#### (記載上の注意)

- 1 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
- 2 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

#### 11 事業者向無担保貸付金の金利別内訳



#### (記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

#### 12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

消費者向け無担保貸付けがある場合に記載する

#### (1) 新規契約状況

	件 数 等
新規申込件数	件
新規契約件数	件
新 規 契 約 率	%

#### (記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数(既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。) を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数(既存顧客との契約件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。) を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

#### (2-1) 新規貸付状況

	件 数 等
新規貸付総額	千円
新規貸付件数	件
新規平均貸付額	千円

#### (記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること(本表 (2-1)の記載は不要)。

#### (2-2) 当該年度の貸付状況

	件 数 等
当該年度貸付総額	千円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

### (記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

新規契約があった場合は上記(2-1)に記載する

新規契約の金額等の詳細が把握できない場合は、(2-2)に記載する

<u>(2−1)を記載した場合には、</u> (2−2)の記載は不要です

## 13 貸金業協会等への加入状況等

 $1 \sim 13$ に加盟している項目がある場合は、 $\bigcirc$ を記入

1 貸金業協会に加盟している	
2 電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している	
3 一般社団法人日本クレジット協会に加盟している	
4 日本クレジットカード協会に加盟している	
5 包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている	
6 電気機械器具関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している 合を含む)	場
7 自動車関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含	む)
8 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、協同組合連合会日本商店連盟,協同組合連会日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)	合
9 建設・不動産関係の一般社団法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟しているも合を含む)	易
10 質屋の許可を受けている	
11 公益社団法人リース事業協会に加盟している	
12 日賦貸金業者として登録されている	
13 日賦貸金業者として登録されている 13 ○13のいずれにも該当が無い場合は必ず○を記入	K ]
14 上記のいずれにも該当しない	
(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること(指定信用情報機関を除く)	

- 1 1~13の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。 2 一般社団法人等とは,一般社団法人,一般財団法人,公益社団法人,公益財団法人等をいう。